

「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する最高人民法院の解釈（意見募集稿）
に関する意見

意見項目	修正提案	修正理由
第6条	<p>『事業者の<u>営業場所の装飾</u>、営業用具の様式、営業人員の服飾等から構成される、独自のスタイルを有する全体的な営業イメージについて、 人民法院は、反不正競争法第6条（一）に定める「装飾」と認定することができる。』の部分について、 「営業場所の装飾」に「営業建物の外観設計」、「内装の設計」を含むことを追記いただくよう要望する。</p>	<p>反不正競争法第6条（一）に定める「装飾」として認定する事項のうち「営業場所の装飾」の意図する内容が不明瞭である。 「営業場所の装飾」として「建物の外観設計」や「内装の設計」の例示を追記することにより、「営業場所の装飾」の内容がより明瞭になると思われる。「建物の外観設計」や「内装の設計」のイメージは、事業者のブランド価値を創出できることから、これらを反不正競争法第6条（一）に定める「装飾」として含めるべきであり、これらを含めることにより「営業場所の装飾」の内容はより明確になると考える。</p>
第26条	<p>「事業者が信義誠実の原則及び商業道徳に反して、<u>その他事業者によってユーザーの同意を得て法により収集された商業的価値を有するデータ</u>を無断で使用した場合であって」の部分、 「事業者がユーザーの同意を得て、<u>その他事業者の制御するデータ</u>を適法、適度に使用し」の部分、及び 「当該<u>データ</u>を制御する事業者が反不正競争法第12条第2項（四）に定める行為に属する旨を主張したときは」の部分について。 「データ」に「個人情報」を含むことを追記いただくよう要望する。</p>	<p>「その他事業者によってユーザーの同意を得て法により収集された商業的価値を有するデータ」には「個人情報」が含まれると思われる。中華人民共和個人情報保護法も施行されることから、「データ」に個人情報が含まれることを明記することが望ましいと考える。</p>

(以上)